

令和4年度 介護保険料について

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ（☎ 74-3001）

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。介護保険料は、40歳以上の人が納めている保険料と公費を財源としています。

40歳～64歳までの人は、加入している医療保険の算定方法により介護保険料が決まります。医療保険の保険料に介護保険分を合わせて算出しています。

65歳以上の人（第1号被保険者）は、洞爺湖町に

かかる介護サービス費用総額見込みに基づき、1人当たりの介護保険料を算出しております。

65歳以上の人に納めていただく令和4年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況などにより算定し、決定した保険料は7月上旬に通知します。通知書の内容は本人の保険料の納め方によって異なりますので、通知書の内容を必ず確認してください。

- ①介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、令和3年度から令和5年度の介護保険料は下表のとおりです。令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、第1から3段階（住民税非課税世帯）の介護保険料は軽減強化を行っています。
- ②公的年金などから保険料を納めている人については、4月から納付が始まっていますが、仮算定・仮徴収の金額です。7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行います。

令和4年度の所得段階別の保険料 基準額 6,000円／月額

段階	対象者		月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人		1,800円	21,600円
	世帯全員が住民税非課税で、	老齢福祉年金を受けている人		
		前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が	80万円超120万円以下の人	3,000円	36,000円
第3段階		120万円超の人	4,200円	50,400円
第4段階	世帯の誰かが住民税が課税されていて、本人は非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が	80万円以下の人	4,984円	59,800円
第5段階		80万円超の人	6,000円	72,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の人	7,500円	90,000円
第7段階		120万円以上210万円未満の人	7,800円	93,600円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	9,184円	110,200円
第9段階		320万円以上の人	10,200円	122,400円

※第1段階から第3段階の介護保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

65歳以上の皆さんへ

7月上旬に「令和4年度 介護保険料のお知らせ」を送付しています

介護保険料は住民税（前年中の所得）などを基に算定します。6月上旬ごろに住民税（前年中の所得）などが確定し、7月上旬ごろに令和4年度の住民税（令和3年中の所得）などを基に再度算定し直した保険料をお知らせしています。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は年金額によって決まるため、納め方を個人で選ぶことはできません。

■特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金
年額18万円以上の人



年金から差し引かれます

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払のときに、受給額から保険料があらかじめ引かれます。

前年度	本年度（令和 4 年度）							
	仮徴収				→ 額が変更となる場合があります。	本徴収		
	前年度 2 月と同額の保険料を納めます。					確定した年間保険料から仮徴収額を引いた額		
2 月 （6 期）	4 月 （1 期）	6 月 （2 期）	8 月 （3 期）		10 月 （4 期）	12 月 （5 期）	2 月 （6 期）	

一時的に納付書で納める場合

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合など



■普通徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金
年額18万円未満の人



納付書または口座振替で納めましょう

納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で、指定の金融機関などを通じて納めていただきます。

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると、介護保険法により滞納処分や給付制限措置（サービス提供の制限）となる場合があります。

1年以上滞納すると (保険給付の償還払い)

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の9割が払い戻される「償還払い」になります。



1年6か月以上滞納すると (保険給付の一時差し止め)

1年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担になります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付（費用の9割）が支払われない（差し止め）ことになります。



2年以上滞納すると (負担割合の引き上げ、サービス費の差し止め)

介護保険料は納期限から2年以上過ぎると、時効となり保険料を納めることができません。時効になった保険料の未納期間に応じて利用者負担が1割から3割になります。また、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

令和4年度 介護保険料の減免申請について

町では、65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の介護保険料の減免を次の基準で実施しています。
該当すると思われる人は、健康福祉課介護保険グループ、洞爺総合支所または洞爺湖温泉支所で申請してください。
申請は随時受付していますが申請する月によっては減免金額が減少する場合がありますので、注意してください。

減免該当者（65 歳以上の人）

次の①～③の全てに該当する人

- ①所得段階別保険料が、
第 1 段階年額 21,600 円と決定した人
第 2 段階年額 36,000 円と決定した人
第 3 段階年額 50,400 円と決定した人
※生活保護を受給している人は減免の対象外となります。
②世帯の収入（年金、仕送りなど）が、生活保護の基準以下の人

生活保護基準（例）

年 齢	単身世帯 (年額)	2人世帯 (年額)
65 ～ 69 歳	871,860 円	1,384,460 円
70 ～ 74 歳	871,860 円	1,384,460 円
75 歳以上	828,180 円	1,309,820 円

※世帯の人数や年齢の構成により、基準は若干増減しますので目安として考えてください。

- ③本人や世帯構成員が土地および家屋などの固定資産を保有していない人

減免内容

減免金額および減免後の保険料は次の金額になります。

段 階	減免前の 保険料	減免金額	減免後の 保険料
第 1 段階	21,600 円	18,000 円	3,600 円
第 2 段階	36,000 円	18,000 円	18,000 円
第 3 段階	50,400 円	18,000 円	32,400 円

減免申請に必要なもの

- ①印鑑
②世帯全員の収入が証明できるもの（令和 3 年中の年金支払通知など）
※遺族年金、障害年金、労災年金などを受給の人は必ず添付が必要です。
③口座振込用口座番号の確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）
※代理人が申請する場合は写しでも可。

新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予・減免について

新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）は、介護保険料の徴収猶予または減免を受けられる制度があります。減免を受けるためには、申請が必要となります。

徴収猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者の収入が前年の同時期と比べて減少した介護保険第一号被保険者で、介護保険料の納付が困難な場合、納期限から 6 か月以内に限り猶予される制度があります。

減免制度

徴収猶予を受けた場合でも保険料の納付が困難な第一号被保険者で、次の A、B に該当する場合は申請により介護保険料を減免する制度があります。

- A．新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った人
B．新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の 1 と 2 の要件全てに該当する第一号被保険者
1．主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの 10 分の 3 以上であること
2．主たる生計維持者の合計所得金額のうち減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

●減免対象保険料

- ①令和 4 年度の保険料であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）に設定されているもの
②令和 3 年度相当分の保険料額であって、令和 3 年度末に資格を取得したことにより、令和 4 年 4 月以降の期間に普通徴収の納期限が設定されている場合に限る
※対象となる人や減免額などの詳細については、健康福祉課介護保険グループに問い合わせてください。